



感染性胃腸炎が発生したら

保育施設等

- 園内で感染性胃腸炎が疑われる事例が発生したときは、感染症対策の管理者を中心に、感染拡大防止のため、迅速・適切な対策をとる必要があります。
- 感染状況により、当センター職員が訪問させていただく場合がございます。
- また、終息が確認できるまで、日々の状況についてご報告いただき、継続的に関わらせていただきます。

電話や訪問にて、以下の内容につき確認させていただきます。

感染拡大防止のため、状況を確認した上で対策等の助言をさせていただきます。

1. 発生状況について（電話にて概要を聞き取らせていただきます）

- 在籍人数（クラス別人数）、職員数、調理従事者人数
- 初発状況（発症日、症状、発症場所、受診の有無、治療内容、基礎疾患等）
- その後の発生状況（発症日、症状、発症場所）
- クラス毎の発生状況
- 職員、調理従事者の発症の有無
- 重症者の有無（入院治療など）
- 受診者の確認（診断名、検査結果など）
- 施設内での嘔吐下痢の有無

2. 関係機関等への連絡

- 園医への連絡

施設内での状況を伝え、適切な指示を受けてください。

- 保護者へのお知らせ

発生状況や感染拡大防止策について、書面や掲示でお知らせください。

- 保土ヶ谷区福祉保健センターへの相談（健康づくり係 TEL：334-6344）

※感染症が疑われる場合は、福祉保健センター健康づくり係へ早めに連絡し、対応をご相談下さい。

- 保土ヶ谷区福祉保健センターへの報告（こども家庭支援課 FAX：333-6309）
報告の目安は次の通りです。「感染症等発生報告書」様式をご使用いただき、こども家庭支援課へ FAXにてご報告ください。

<福祉保健センターへの報告の目安> （横浜市こども青少年局 保育・教育運営課）

- ① 同一の感染症や食中毒、又はそれらによると疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症や食中毒、又はそれらによると疑われる者が10名以上発生した場合や全利用者の2割以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- ④ 「感染症法に定める感染症（1～3類）及び麻疹」については1人でも発生及びその疑いがある場合
第4類及び第5類については集団生活において感染拡大の可能性がある場合

3. 福祉保健センター訪問時、ご提供いただきたい資料

- 在籍人数（クラス別人数）、職員数、調理従事者人数
- 有症状者一覧（利用者・職員・調理従事者）
- 施設の見取り図
- 行事予定
- 過去2週間分の献立表（給食・おやつ）
- 利用者・職員・調理従事者の健康観察表
- 本件に関する施設への相談・苦情の有無
- 施設版感染症対応マニュアル
- 保護者向けお知らせ

ご準備いただいた資料を基に、以下についてもうかがいます。

- 現在、施設で講じている対策
- 消毒方法
- 今後の行事予定の確認

- 原因となっている病原体を確定するため、検便検査へのご協力をお願いします。

4. 翌日以降の発生状況の報告

- 窓口となる連絡担当者を決めてください。
- 日々の状況報告をお願いします（午前9時30分までに）。
- 「**新規発症者数報告書（保土ヶ谷区）**」様式をご使用いただき、健康づくり係あてにFAX（こども家庭支援課 FAX：333-6309）にてご報告ください。
- 最後の発症者から72時間経過しても新規患者が発生しない、あるいは有症状者数が日常レベルになったら終息となり、報告は終了となります。

連絡先

(1) 保土ヶ谷区福祉保健センター 福祉保健課 健康づくり係

【感染症全般】

電話：045-334-6344（平日8:45～17:15）

FAX：045-333-6309

(2) 保土ヶ谷区福祉保健センター 生活衛生課 食品衛生係

【食中毒が疑われる時】

電話：045-334-6361（平日8:45～17:15）